

【助成対象となる方】

年齢区分	階層区分
70歳未満	限度額適用認定証の適用区分が「エ」又は「オ」に該当する方
70歳以上 75歳未満	高齢受給者証の一部負担額割合が「2割」とされている方
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担額割合が「1割」とされている方

【助成の申請手続き】

助成対象者としての要件を満たしたうえで、神奈川県に申請を行い、給付の承認を受ける必要があります。給付が承認されると、**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証**が交付されます。

【新規申請に必要な書類】

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者交付申請書
 - 個人票等
 - 本人の医療被保険者証の写し
 - 本人の住民票の写し
 - 医療記録票の写し
 - 保険者照会に係る同意書
 - 肝炎医療費治療自己負担限度額管理表の写し
- ※年齢や階層区分によって必要な書類が異なります。詳しくは総合相談室までご相談下さい。
申請書等必要な書類の様式のお渡しも可能です。

【申請書の提出先】 ※申請してから参加者証交付までは約2か月程度かかります

申請書類一式は、お住まいの都道府県へご提出ください。神奈川県に住民票がある方は、**神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課**へ直接郵送で提出してください。

[郵送先]



〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
がん・肝炎対策グループ 肝疾病担当 宛

【入院と通院の助成方法の違い】

入院の場合	<u>窓口の自己負担が1万円となります。</u>
外来の場合	<u>償還払いで自己負担額が1万円となります。</u>

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度以外にも、身体障害者手帳や障害年金、指定難病医療費助成制度や肝炎定期検査医療費助成制度など肝炎の方を支える制度がいくつかあります。それぞれの方の生活状況をお伺いしながら、どの制度を利用していけば良いか一緒に考えさせていただきます。

ご心配、ご不明な点がございましたら、お気軽に総合相談室にご相談下さい。



《著者紹介》

東海大学医学部付属病院 患者支援センター 総合相談室
ソーシャルワーカー 佐藤 萌 (さとう めぐみ)